

令和8年度地下水の水質測定計画の考え方

1 水質測定計画の位置付けについて

(1) 目的

千葉県地下水の水質を常時監視するために必要な事項を定めることを目的としている。

(2) 法的根拠

水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定により、都道府県知事が作成するものとされており、同条第2項により、測定計画には県等が行う水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法等の事項を定めるものとされている。

(3) 計画の作成方法について

水質汚濁防止法第21条第1項の規定により、地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項について、千葉県環境審議会は、知事の諮問に応じて、調査審議することができることとされており、千葉県では、水質測定計画について、毎年諮問し、答申を踏まえて作成することとしている。

2 実施期間

令和8年4月から令和9年3月まで

3 測定機関

千葉県、水質汚濁防止法政令市（千葉市、船橋市、柏市、市川市、松戸市及び市原市）

4 調査区分

(1) 概況調査

地下水質の概況を把握する調査で、次の2種類を行う。

① 定点観測

地下水の水質の経年的変化を把握するため、毎年同一地点を調査。

② 移動観測

県内をメッシュに区分し、全てのメッシュを概ね10年で一巡する調査。

(2) 継続監視調査

これまでに、汚染が確認された箇所を継続的に監視する調査。

なお、以下の場合を対象としない（市町村が要望した場合は除く）。

- ・ 重金属類について、過去を含め、周辺に当該物質を使用している事業場等が確認できない場合

- ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、農業系の汚染由来だと推定される場合

(3) その他調査（要監視項目調査）

要監視項目を対象に地下水の概況を把握する調査。

政令市を除く市町村を5年で一巡するローリング調査（各市町村で1地点）として実施する。政令市実施分については、昨年度と同様、各市において1地点以上で調査を実施する。

なお、千葉県が実施するPFOS及びPFOAの調査については、県内で指針値を超過した井戸が複数判明していることから、地下水の飲用によるばく露防止のため、地下水が飲用されている地域を優先し、原則として政令市を除く各市町村1地点以上で調査を行う。

5 測定概要

(1) 測定地点数

- ①概況調査 184地点
 - ・定点観測 19地点
 - ・移動観測 165地点
- ②継続監視調査 102地点
- ③その他調査（要監視項目調査、PFOS及びPFOA除く） 52地点
（PFOS及びPFOA） 148地点

(2) 測定項目

- ①概況調査
地下水の水質汚濁に係る環境基準項目（28項目）
- ②継続監視調査
環境基準項目のうちこれまでに汚染が確認された項目
- ③その他調査（要監視項目調査）
人の健康の保護に関する要監視項目（25項目）

測定区分 (項目数)	測定項目
地下水の水質汚濁に係る環境基準項目 (28項目)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
人の健康の保護に関する要監視項目 (25項目)	クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン (MEP)、イソプロチオラン、オキシ銅 (有機銅)、クロロタロニル (TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロロボス (DDVP)、フェノブカルブ (BPMC)、イプロベンホス (IBP)、クロルニトロフェン (CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)

6 測定結果の送付及び公表等

政令市は、この水質測定計画に基づき実施した測定結果を県に送付するものとし、県はこれらの測定結果を取りまとめの上公表する。

7 その他

本計画に定めのない事項については、各測定機関が協議の上定めるものとする。

参考 令和7年度計画との変更点

千葉県及び政令市がそれぞれ定める地下水の水質測定方針を反映し、作成した、令和8年度水質測定計画（案）の昨年度との変更点は、以下のとおりである。

(1) 概況調査に係る変更点

測定機関	変更内容	変更理由	記載箇所
千葉県	【地点数の増加】 103地点 ⇒ 104地点	ローリング調査による地点数の増加。	P. 34
千葉市	【地点数の減少】 16地点 ⇒ 15地点	ローリング調査による地点数の減少。	P. 34
市川市	【地点数の減少】 10地点 ⇒ 9地点	ローリング調査による地点数の減少。	P. 34

船橋市、柏市、松戸市及び市原市において変更はない。

(2) 継続監視調査に係る変更点（記載箇所の欄は資料1-1のページを表す。）

測定機関	変更内容	変更理由	記載箇所
千葉県	【地点の減少】 揮発性有機化合物：1地点 【地点数】 31地点 ⇒ 30地点	揮発性有機化合物で1地点（習志野市）の継続監視地点が3年以上連続して環境基準を満たしており、昨年度末に実施した周辺井戸調査で周囲の井戸は全て基準値未満であったことから、継続監視調査を終了する。	P. 34
千葉市	【地点の減少】 揮発性有機化合物：2地点 【地点数】 29地点 ⇒ 27地点	揮発性有機化合物で2地点の継続監視地点が3年以上連続して環境基準を満たしており、周辺井戸調査で周囲の井戸は全て基準値未満であったことから、継続監視調査を終了する。	P. 34
船橋市	【地点の減少】 揮発性有機化合物：3地点 【地点数】 35地点 ⇒ 32地点	継続して汚染が確認されていない1地点及び撤去した観測井2地点での調査を終了する。（当該地区の汚染については、近接する井戸で監視を継続する）	P. 34

市川市	【地点の減少】 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素：1地点 【地点数】 2地点 ⇒ 1地点	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で1地点の継続監視地点が3年以上連続して環境基準を満たしており、周辺井戸調査で周囲の井戸は全て基準値未満であったことから、継続監視調査を終了する。	P. 34
市原市	【地点の減少】 PFOS及びPFOA：4地点 【地点数】 4地点 ⇒ 0地点	PFOS 及び PFOA 調査を要監視項目調査に区分することにしたため。	P. 34

柏市及び松戸市において変更はない。

(3) その他調査（要監視項目調査）に係る変更点
（記載箇所の欄は資料1-1のページを表す。）

ア 要監視項目（PFOS及びPFOA除く）

測定機関	変更内容	変更理由	記載箇所
市川市	【地点数の減少】 10地点 ⇒ 9地点	ローリング調査による地点の減少。	P. 34

千葉県、千葉市、船橋市、柏市、松戸市及び市原市において変更はない。

イ PFOS及びPFOA調査

測定機関	変更内容	変更理由	記載箇所
千葉県	【地点の増加】 18地点 ⇒ 72地点	地下水が飲用されている地域を優先し、原則として政令市を除く各市町村1地点以上で調査を行うため。	P. 34
千葉市	【地点の減少】 16地点 ⇒ 15地点	ローリング調査による地点の減少によるため。	P. 34
柏市	【地点の減少】 12地点 ⇒ 11地点	計画の見直しによる地点の減少によるため。	P. 34
市原市	【地点の増加】 5地点 ⇒ 21地点	市内の汚染状況を把握するため。	P. 34

船橋市、市川市及び松戸市において変更はない。